

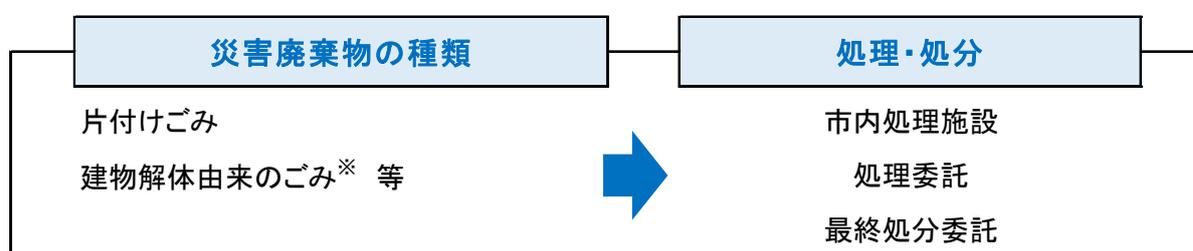
## 第4章 災害廃棄物処理

### 4-1 災害の規模別処理対応

小規模、中規模、大規模災害についての流れを図 4-1、図 4-2、図 4-3 に示す。

#### (1) 小規模災害時の処理対応

災害廃棄物の主体は一部損壊した家屋の屋根、壁等の建築資材や枝木等を想定する。自己搬入または市の収集により、市内の廃棄物処理施設で処理を行う。市で処理が困難な災害廃棄物は、民間事業者処理を委託する。



※規模によっては、発生量が少ないまたは発生しない場合がある。

図 4-1 小規模災害時における災害廃棄物処理フロー

#### (2) 中規模災害

災害廃棄物の主体は片づけごみの他、建物解体由来のごみを想定し、一次仮置場で受け入れ保管・選別し、市内の廃棄物処理施設のほか、必要に応じて二次仮置場で保管や選別を行う。また、市で処理が困難な災害廃棄物は、民間事業者処理を委託するほか県を通じて広域処理を依頼する。

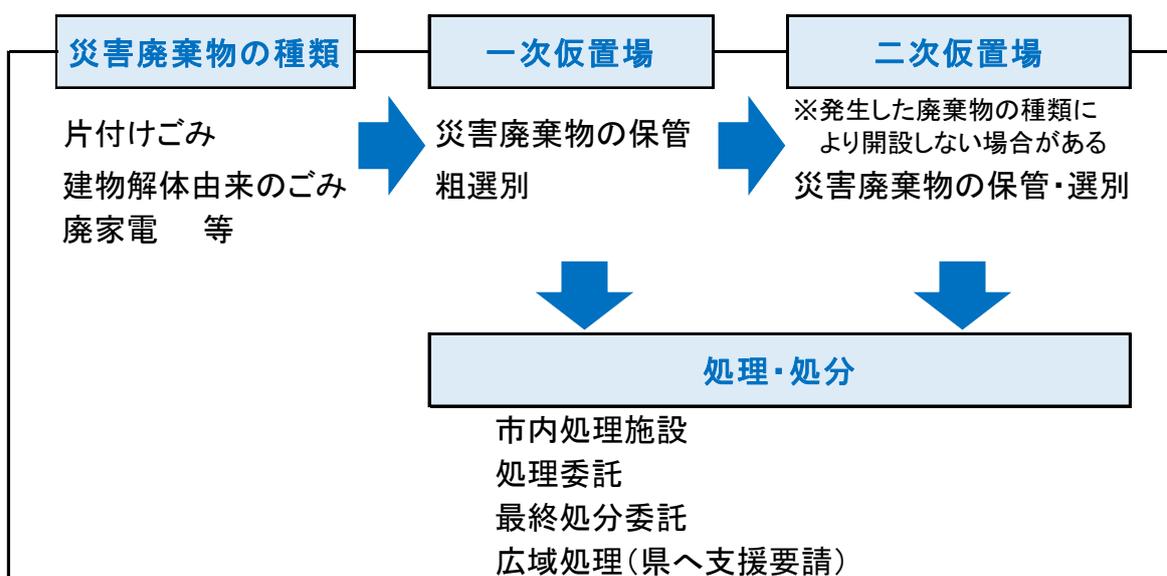


図 4-2 中規模災害時における災害廃棄物処理フロー

### (3) 大規模災害

災害廃棄物の主体は建物解体由来のごみであり、発生量が多い。被災状況に応じて市が指定する市民仮置場に集積された片付けごみなどを収集し、一次仮置場で粗選別した後、二次仮置場で必要に応じて破碎選別を行い、市内の廃棄物処理施設のほか、県・国への支援を要請し、広域処理を検討する。

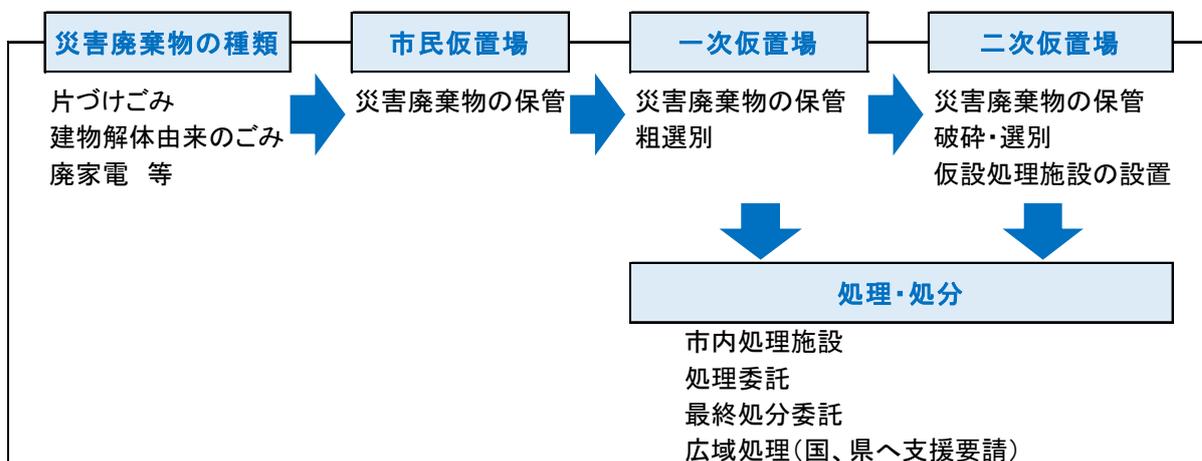


図 4-3 大規模災害時における災害廃棄物処理フロー

災害発生時には被災地域で発生した災害廃棄物を、被災状況に応じて地域の市民仮置場で仮置きした後、一次仮置場に搬入し、分別後に保管する。その後、廃棄物の種類ごとに直接搬出または二次仮置場で保管または破碎選別処理した後に受け入れ先へ搬出する。仮置場の種類を表 4-1 に示す。

表 4-1 仮置場の種類

呼称	定義	備考	写真
市民仮置場	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の生活環境確保のため、必要に応じて地域に開設する片づけごみの集積場所。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一次仮置場への搬出が完了するまでの運用。</li> </ul>	
一次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> <li>処理（リユース・リサイクルを含む）前に、仮置場等にある災害廃棄物を一定期間、分別・保管しておく場所。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害廃棄物が混合状態で搬入される場合には、分別等のため広い用地が必要。</li> <li>処理施設又は二次仮置場への搬出が完了するまで運用。</li> <li>二次仮置場への中継的な機能も持つ。</li> </ul>	
二次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> <li>一次仮置場での分別が不十分な場合等に、一時的な保管及び中間処理（破碎・選別・焼却）を行う場所。</li> <li>設計及び運用においては、一次仮置場と同様の扱い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>単独市町村での設置が困難な場合、複数市町村共有の仮置場を設置する。</li> <li>災害応急対応時から災害復旧・復興時に確保が必要となる。搬入された災害廃棄物の処理がすべて完了するまで運用。</li> </ul>	

出典：「千葉県災害廃棄物処理計画（平成 30 年 3 月）」P. 30（一部編集）

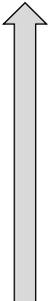
## 4-2 処理の優先順位

災害時は、一時的なごみ量の増加、避難所ごみへの対応等により、収集運搬車両が不足することが見込まれる。そのため、処理の優先順位を定めて効率的な収集運搬、処理を実施する必要がある。

感染性廃棄物や腐敗しやすく、悪臭や汚水を発生する廃棄物などに関しては人の健康や生活環境への影響が懸念されるため速やかに回収、処理する体制を構築する必要がある。

ごみの特性を踏まえ、処理の優先順位を表 4-2 のように定める。

表 4-2 生活ごみ、避難所ごみの処理の優先順位

優先順位	ごみの種類	留意事項	管理、処理方法
高   低	感染性廃棄物	医療行為に伴い発生する廃棄物、注射針、血の付着したガーゼ等は、回収方法や処理方法の詳細を関係機関と調整し設定する。	専用容器に入れて分別保管し、関係機関との調整結果を踏まえ早急に処理する。
	簡易トイレ 携帯トイレの便袋	便は薬剤で固められており、衛生的な保管が可能だが、感染や臭気の漏洩も懸念される。	密閉して分別保管後、早急に回収し焼却処理する。
	腐敗性廃棄物	生ごみは腐敗が早く、ハエ等の害虫や悪臭の発生が懸念される。	指定袋に入れて分別保管し、早急に回収し焼却処理する。
	紙ごみ プラスチックごみ	紙ごみ、プラスチックごみ等は、安定しているため優先度は低い。	指定袋に入れて分別保管し、定期的に回収し焼却処理する。
	不燃ごみ 資源ごみ 有価物 等	不燃ごみ等については保管が可能であるため優先度は低い。収集運搬体制が安定するまでの間は家庭で保管を依頼する。	不燃ごみは指定袋に入れて分別して保管し、定期的に回収し処理する。資源ごみ、有価物は家庭で適切に保管する。

枝木等は、台風等の場合は大量に発生するため、仮置場へ搬入してもらうなどの対応を実施する。

## 4-3 処理する際の留意点等

### (1) 避難所ごみ

避難所ごみについては、避難所の状況を迅速に把握し、可能な限り早期に収集運搬・処理体制を確保することを目標とする。

避難所ごみの管理方法について表 4-3 に示す。

表 4-3 避難所ごみの管理方法

項目	管理方法の内容
ごみの分別	<ul style="list-style-type: none"><li>①避難所で分別を行うことは、その後のスムーズな処理へとつながるため、平時と同様に分別を行う。</li><li>②支援助資に伴い段ボール、ビニール袋や容器包装等のプラスチック類、生ごみ等が発生するため、容易に分別ができるようごみの種類ごとの容器を設置しラベリング用品(ペン、ガムテープ、紙)等を使って分かりやすく表示する。</li><li>③救援物資の増加に伴い、衣類や日用品の廃棄も増加するため、期間の経過とともにごみの種類に応じて分別できるよう配慮する。</li><li>④避難所ごみについては、生活ごみと同様に収集する。なお、資源ごみの分別収集が不可能な場合があるため、収集が再開するまでは、できる限り避難所で分別して保管する。</li></ul>
管理上の留意点	<ul style="list-style-type: none"><li>①ごみの集積場所は衛生面に留意し、居住空間から離れた場所に設置する。</li><li>②廃棄物の腐敗に伴うハエなどの害虫の発生や、生活環境の悪化に伴う感染症の発生及びまん延が懸念されることから、腐敗性廃棄物(生ごみ)、汚物、感染性廃棄物(注射針、血の付着したガーゼ等)は分別、管理する。</li><li>③消石灰、消毒剤等により害虫発生の防止を図るとともに、害虫等が発生した場合は、殺虫剤等の散布により駆除する。</li><li>④感染性廃棄物の取扱い 注射針(個人管理のインスリン注射針を含む)や血が付着したガーゼなど感染の恐れがある廃棄物については、専用の保管容器を設置するとともに、回収方法、処理方法等について医療機関と調整を行い、保管、回収、処理の安全を確保する。</li><li>⑤避難者に対してごみの集積場所の利用、管理方法について周知徹底する。</li></ul>

### (2) 生活ごみ

発災時において、生活ごみの収集運搬、処理・処分は平時と同様とすることを基本とするが、被災の状況により平時と同様の収集運搬、処理・処分が困難な場合には、紙ごみ、プラスチックごみ、樹木ごみ、資源ごみや有価物などは一定期間家庭で保管してもらい、腐敗性廃棄物を優先して回収するなど排出方法、収集運搬方法等を一時的に変更するなどの対応を行う。

### (3) 廃家電

家電リサイクル法の対象品については、法に基づくリサイクルを基本とする。

また、破損や腐食の程度によるリサイクルの可否は市が判断し、リサイクルが見込めるものは指定引取場所等に搬入し、リサイクルが見込めないものは、市で処分するものとし、処分の際は、フロン類の適切な回収を行う。

#### (4) 廃自動車

被災自動車の状況を確認、記録し、所有者を調査する。急を要する場合は、調査終了前に撤去、一時保管をする。

所有者が判明し、所有者に引き取りの意思がある場合は所有者に引き渡し、所有者に引き取りの意思がない場合は引取業者に引き渡す。

所有者不明の場合は、撤去・移動し、引き渡しまでの間、仮置場で一時保管する。

所有者不明により一時保管する場合は、公示する。

#### (5) 土砂混じり廃棄物

風水害において大量に発生する廃棄物は、土砂を巻き込み混合状態になっているため、廃棄物のみを分別して回収することが困難である。そのため、土砂とともに回収し一次仮置場で、人力及び重機により土砂と廃棄物に分別し、資源化または適正処理を行う。

トラックやダンプ車などが寄り付けない不整地では、専用の運搬車（キャタピラ式小型ダンプ車）で土砂混じり廃棄物を回収し、整地された場所まで運搬し、積み替えてから搬出する。

一次仮置場、あるいは二次仮置場において土砂混じり廃棄物の選別、破碎処理などを行う際には、仮囲い、あるいは仮設テントを設置するなどして粉じん及び騒音対策を講じることとする。

土砂混じり廃棄物の処理例を表 4-4 に示す。

表 4-4 土砂混じり廃棄物の処理例

手順	項目	処理方法
1	粗選別	スケルトンバケット付きバックホウ及び手選別により粗選別を行う。
2	一次分別、小割	振動スクリーン（移動式重機）等により一定の大きさに選別する。 コンクリートがら、岩石は、小割機、油圧ブレーカー等で小割する。 ※広島市の事例では、オーバー材（100mm超～200mm）、ミドル材（40mm超～100mm）、アンダー材（40mm以下）に選別している。
3	二次選別、破碎	アンダー材は多くの種類の廃棄物を含んでいるため、必要に応じて風力選別及び手選別によりさらに、土砂と混合物を選別する。 小割したコンクリートがら、岩石は、再生砕石や埋立処分の基準に適合するよう破碎処理を行う。
4	資源化、適正処理	選別物の形状、性状に応じて、木質系資源、再生砕石、埋め戻し材等として資源化する。 資源化できないものは適正処理を行う。

## (6) 有害廃棄物・適正処理困難な廃棄物

---

### ① 基本姿勢

有害廃棄物のうち産業廃棄物に該当するものについては、排出者の責任において処理することを原則とする。なお、漏出等により有害物質がその他の廃棄物に混入すると、災害廃棄物全般の処理に支障をきたすばかりか、適切な回収及び処理が実施されない場合、環境や人の健康への長期的な影響や復興の障害となるおそれがあるため、一般廃棄物に該当するものは市で対応し、専門業者や廃棄物処理業者に収集運搬、処分を依頼することを基本とする。

表 4-5 に有害廃棄物等の収集運搬、保管及び処理・処分方法を示す。

### ② 事前対策

有害物質取扱事業所を所管する関係機関と連携し、厳正な保管及び災害時における対策を講じるよう協力を求める。有害物質の保管場所等について PRTR（化学物質排出移動量届出制度）等の情報を収集し、あらかじめ地図等で把握する。

収集した情報は水害又は津波で水没や流出しないよう保管し、徹底した管理を行う。

### ③ 石綿対策

災害時における石綿含有建材の解体・撤去、保管、輸送、処分の過程における取扱方法等を整理し、平時から職員・事業者に周知する。

「災害時における石綿飛散防止に係る取り扱いマニュアル」（環境省）の内容等を踏まえて事前準備を進め、災害時の石綿の飛散、暴露対策の強化を行う。

古い建物や船舶では石綿（アスベスト）が使われている可能性があり、損壊家屋や津波被害を受けた廃船舶の解体等で飛散し、作業員等に健康被害を及ぼす可能性があるため、石綿の処理に当たっては、特に留意する。

### ④ 破損した太陽光発電システム対策

FIT 制度が施行されたことにより、急速に太陽光発電システムの設置が普及している。それに伴い、地震、豪雨等により発電システムが破損し解体撤去後の設備機器が廃棄物として排出される事例が増えている。破損したまま放置した場合、感電などの二次災害の発生が懸念されることから、所有者、設置者に対しては、適正処理と二次災害防止を図るよう広報、啓発する。

表 4-5 有害廃棄物等の収集運搬、保管及び処理・処分方法

種類	収集運搬	保管	処理・処分
石膏ボード、スレート板等の建材	建物の解体・撤去時に、石綿含有の有無で分別し、収集	石綿含有物は、仮置場以外の保管場所にて保管することが望ましいが、困難な場合は、仮置場で分別して保管	産業廃棄物処理業者等に石綿含有物は適正な処理を委託 それ以外は資源化処理を委託
石綿含有廃棄物	建物の解体・撤去時に、廃石綿等、石綿含有廃棄物に分別し、飛散防止のため、フレコンバックや荷台にシートをかぶせる等して運搬	原則、仮置場には搬入せず、直接廃石綿等の処分に係る許可のある中間処理施設か最終処分場に搬入 仮置場で保管する場合は、適切に梱包、ラベリングし保管する	産業廃棄物（飛散性のものは、特別管理産業廃棄物）処理業者に適正な処理を委託
PCB 廃棄物	保管者が適正な許可を受けた収集運搬業者に収集を委託	原則として屋根のある建物内にて漏洩防止対策を講じたうえで保管。やむを得ず屋外にて保管する場合には、密閉性のある容器や防水性のビニールシート等で、風雨にさらされないように飛散、流出対策を行ったうえで保管	保管者が濃度区分に応じて中間貯蔵・環境安全事業株式会社、または無害化認定施設等に処理を委託
感染性廃棄物	指定医療機関にて回収	専用の蓋付き容器等で分別保管	産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業者に焼却・溶融、埋立等の処理委託
有機溶媒（シンナー、塗料、トリクロロエチレン等）	販売店、メーカー、産業廃棄物処理業者により回収	梱包等し、ラベリングして保管	販売店、メーカー、産業廃棄物処理業者に焼却等の処理委託
農薬類	販売店、メーカー、産業廃棄物処理業者により回収	梱包等し、ラベリングして保管	販売店、メーカー、産業廃棄物処理業者に中和・焼却等の処理委託
高圧ガスボンベ	販売店に返却依頼	販売店にて保管	販売店から通常の処理ルートにより再利用又は資源化処理
スプレー缶、カセット式ガスボンベ	ガス抜きをして、平時と同様に収集	仮置場内で、分別保管 ガスが入っている場合は、安全な場所、方法でガス抜きし、保管	平時の処理ルートにて、処理、処分
消火器	販売店、メーカー、産業廃棄物処理業者により回収	仮置場内で、分別保管	日本消火器工業会のリサイクルシステムルートに処理委託
ペンキ	販売店、メーカー、産業廃棄物処理業者により回収	仮置場内で、分別保管	販売店、メーカー、産業廃棄物処理業者に焼却等処理委託
廃乾電池類	電気店、リサイクル協力店等での拠点回収、平時の収集ルートによる収集	仮置場内で、分別保管	平時の処理ルートによる破砕、選別、再資源化処理
廃蛍光灯（水銀含有製品）	破損しているものは梱包・ラベリングし回収	破損しないようドラム缶等で分別保管	平時の処理ルートにてその他ごみとして最終処分
鉱物油（ガソリン、灯油、軽油、重油等）、化学合成油（潤滑油等）	購入店やガソリンスタンド、産業廃棄物処理業者で回収	引取先にて保管	購入店やガソリンスタンド、産業廃棄物処理業者に焼却や資源化処理を委託
CCA（クロム・銅・ヒ素化合物系木材防腐剤）処理木材	建物の解体・撤去時に、CCA処理の有無で分別し、収集	CCA 処理の有無で分別保管	産業廃棄物処理業者に焼却や埋立処理を委託

出典：環境省災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月）、埼玉県災害廃棄物処理指針（平成 29 年 3 月）より作成

## 4-4 生活ごみ等の収集運搬計画

### (1) 収集運搬体制

#### ① 生活ごみの収集

生活ごみについては、平時の収集運搬体制を基本に、収集する曜日や時間を変更するなど被災状況に応じて対応する。また必要に応じて他自治体からの支援や民間事業者等の協力を得て収集運搬を行う。大規模災害時には、被災地における防疫のため自宅保管が困難な腐敗性廃棄物を優先し清掃工場において焼却処理する。

表 4-6 生活ごみの収集体制（例）

災害規模 ごみ種別	小規模災害 (通常収集体制)	中規模災害 (災害収集体制)	大規模災害 (特別災害収集体制)
可燃ごみ	通常収集	全域を昼間の週 2 回収集	全域を昼間の週 1 回収集
不燃ごみ・資源ごみ・ 有価物・粗大ごみ	通常収集	通常収集	一定期間の収集停止

#### ② 片付けごみの収集

片付けごみについては、市民が直接仮置場へ搬入することを基本とする。

直接搬入することが困難な市民・世帯には戸別回収のための収集運搬体制の構築について検討する。

また、大規模災害時には必要に応じて市民仮置場の設置を検討する。

#### ③ 住居内の障害物の除去

家屋等に運びこまれた土石・竹木等の障害物の除去は、原則として所有者・管理者が実施するものとするが、要配慮者の世帯等について、ボランティア、近隣住民等による撤去を検討する。また、災害救助法が適用された場合は第 2 生活再建班が技術者等を動員して除去する。

#### ④ 道路の障害物の除去

道路交通の支障となる障害物については、道路班が関係機関と連携して、速やかに除去し道路交通の確保を図る。

#### ⑤ 河川等の障害物の除去

河川等の機能を阻害する障害物については、下水道班が関係機関と連携して、除去を行う。

#### ⑥ 障害物の収集

道路等に排出され障害物となった廃棄物は、環境班が一次仮置場まで適宜収集・運搬する。



図 4-4 片付けごみの収集

## (2) 想定される課題と対応方針

収集運搬について想定される課題と対応方針を表 4-7 に示す。

検討事項に関しては、今後担当部署、関係機関との協議・調整を継続し、具体的な取り組みを定めるものとする。

表 4-7 想定される課題と対応方針

想定される課題		対応方針
交通インフラ被害		
	・交通インフラの被災による収集運搬への支障	橋梁長寿命化修繕計画の推進 市境における交通インフラの復旧に関する協議
連携・協力体制		
	・通信網の途絶による収集運搬体制構築の遅れ ・連携・協力体制の未整備や役割分担の未調整による収集運搬業務の遅れ・停滞	収集運搬車両・資機材確保に係る協定の締結 災害時におけるごみの収集運搬に係る分担の検討 災害時におけるごみの排出方法(分別区分、排出場所、収集頻度等)の検討 緊急連絡体制(緊急連絡網、伝達する情報の内容、情報伝達の流れ、連絡手段等)の構築
燃料不足		
	・燃料が優先供給されないことによる収集運搬業務の停滞	災害時における燃料の優先供給の確認 収集運搬車両・資機材確保に係る協定の締結
収集運搬車両および人員の不足		
	・収集運搬車両の被災による収集運搬業務の停滞 ・ごみ種毎に必要な収集運搬車両・機材の不足による収集運搬業務の停滞	緊急連絡体制(緊急連絡網、伝達する情報の内容、情報伝達の流れ、連絡手段等)の構築 保有車両が被災しないための対策(車庫の変更・分散化(保管)等)の検討 保有車両被災時の対応(代替車両の確保方法等)の検討 収集運搬車両・資機材確保に係る協定の締結
道路上障害物等の除去		
	・道路上障害物等の集積場所の協議・調整の未実施による初動対応の遅れ	障害物の集積場所候補の調査・集積場所候補地の決定 障害物の処理方法・処理先の調査・検討
避難所ごみ		
	・避難所ごみの排出方法等	災害時におけるごみの排出方法(分別区分、排出場所、収集頻度等)の検討
し尿収集		
	・携帯トイレ等の対応未検討による混乱 ・仮設トイレ設置場所が把握できないことによるし尿収集・処理への支障	災害時における浄化槽汚泥・汲み取りし尿の収集方針の検討 災害時における浄化槽専用車両のし尿収集車両としての利用に関する制約の確認 携帯トイレ等の収集方法の検討 市内清掃工場以外(市外施設)での処理先候補の調査・検討 仮設トイレ設置場所把握のための情報集約のルール・分担の検討
地域特性		
	・狭隘道路が多い地域での対応未検討による収集運搬業務の停滞	狭隘道路が多い地域でのごみ・し尿の収集運搬方法の検討 狭隘道路が多い地域で使用可能な車種の検討及び必要車両台数の想定・整理

## 4-5 損壊家屋等の解体・撤去

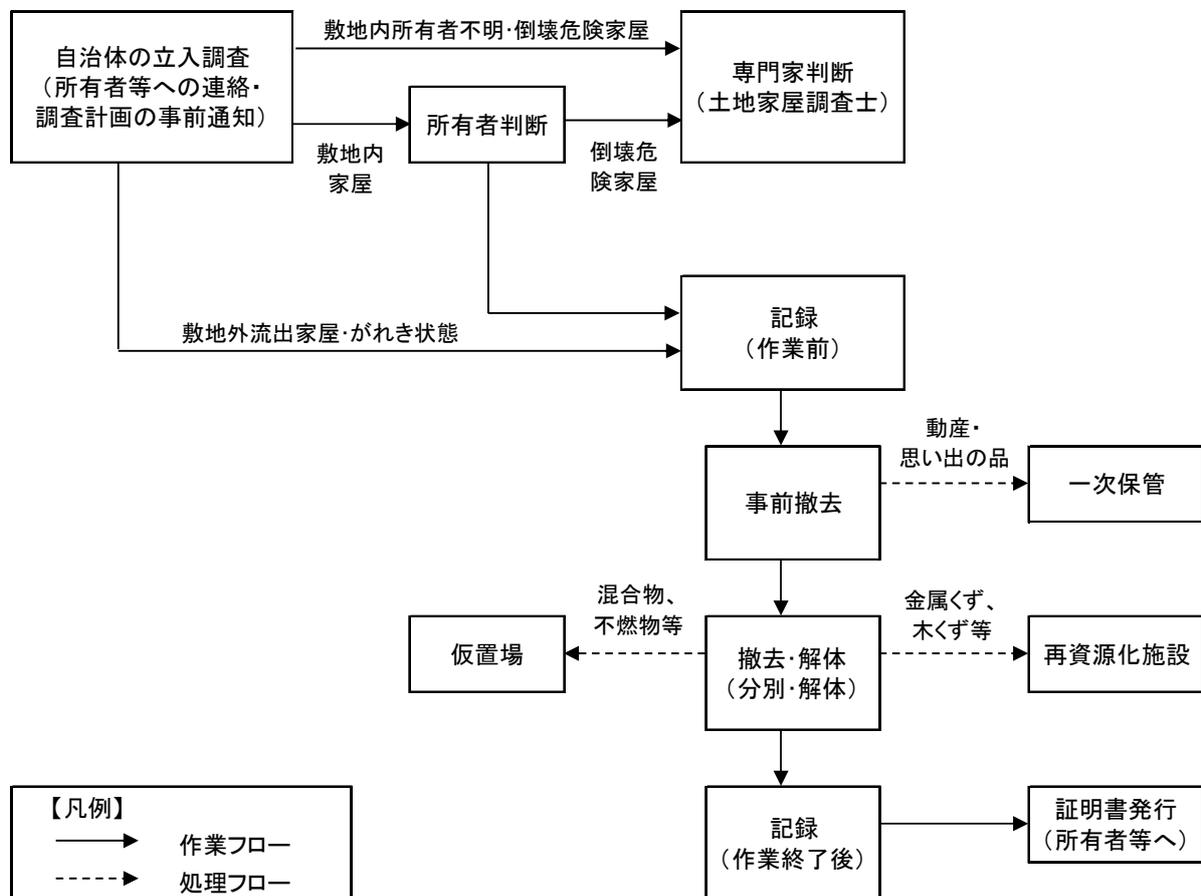
災害時の損壊家屋等の解体・撤去は、所有者が実施する。

建物の解体・撤去の開始は発災3か月後、終了は3年以内を目標とする。

解体撤去を災害廃棄物処理の一環として本市が行う場合には、市内の建設・解体業者や県の協定に基づき支援を求め円滑に処理を推進する。

東日本大震災の際に示された、「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」（平成23年3月25日、被災者生活支援特別対策本部長及び環境大臣通知）に基づき、損壊家屋等の解体・除去を行うこととする。災害時の損壊家屋等の解体・撤去の手順を図4-5に示す。

また、「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」の概要を次に示す。



出典：災害廃棄物対策指針技術編

図 4-5 災害時の損壊家屋等の解体・撤去の手順

＜参 考＞ 東日本大震災における損壊家屋等の撤去等に関する指針の概要

- ・倒壊してがれき状態になっている建物及び元の敷地外に流出した建物については、地方公共団体が所有者等利害関係者の連絡承諾を得て、または連絡が取れず承諾がなくても撤去することができる。
- ・一定の原型を留め敷地内に残った建物については、所有者や利害関係者の意向を確認するのが基本であるが、関係者へ連絡が取れず倒壊等の危険がある場合には、土地家屋調査士の判断を求め、建物の価値がないと認められたものは、解体・撤去できる。その場合には、現状を写真等で記録する。
- ・建物内の貴金属やその他の有価物等の動産及び位牌、アルバム等の個人にとって価値があると認められるものは、一時又は別途保管し所有者等に引き渡す機会を提供する。所有者が明らかでない動産については、遺失物法により処理する。また、上記以外のものについては、撤去・廃棄できる。

(出典：災害廃棄物対策指針 技術編【技 1-15-1】)

#### 4-6 道路啓開で生じる災害がれき類の処理

緊急輸送道路、その他の道路上の障害物に対する対応を次に示す。

各主体は、管理する道路における障害物を回収、撤去し適切に処理する。

また、本市は関係機関と連携して、速やかに適正処理が図れる体制を構築する。

表 4-8 道路障害物対策における各主体の役割

主体	対象道路	対策
県葛南土木事務所 千葉県国道事務所 首都国道事務所 東日本高速道路株式会社	京葉道路、東関東自動車道、国道 14 号、296 号、357 号など県の指定する緊急輸送路線	障害物の状況を調査し、除去対策を立案し、関係機関と協力の上、所管する道路の障害物の除去等を実施する
市道路班	上記以外の市で管理する道路において交通に支障となる障害物のある場所	交通に支障となる障害物については、道路班が関係機関と連携して速やかに除去し道路交通の確保を図る。
環境班	災害廃棄物（建物瓦礫等）について障害物として道路等に排出された廃棄物	障害物として道路等に排出された廃棄物は、道路班と連携し、環境班が収集・運搬する。
船橋警察署 船橋東警察署	道路全般	交通の障害となっている倒壊樹木、垂れ下がっている電線等の障害物の除去について、各道路管理者及び関係機関に連絡して、復旧の促進を図るとともに、これに協力する。

## 4-7 処理工程

### (1) 処理期間

発災後は速やかに一次仮置場を確保し、各家庭から排出される「片付けごみ」等を受入れるとともに、被災者や避難者の生活に伴い発生する「生活ごみ」や「避難所ごみ」等の処理も並行して行う。また、携帯トイレ等によって排出されるし尿も清掃工場において焼却処理を行う。

発災後の時期のとらえ方を表 4-9 に、概略処理スケジュールを図 4-6 に示す。

表 4-9 発災後の時期区分と特徴

時期区分		時期区分の特徴	時間の目安
災害応急対応	初動期	人命救助が優先される時期 (体制整備、被害状況の把握、必要資機材の確保等を行う)	発災後数日間
	応急対応期(前半)	避難所生活が本格化する時期 (主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する期間)	～3週間程度
	応急対応期(後半)	人や物の流れが回復する時期 (災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間)	～3ヵ月程度
復旧・復興期		避難所生活が終了する時期 (一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間)	～3年程度

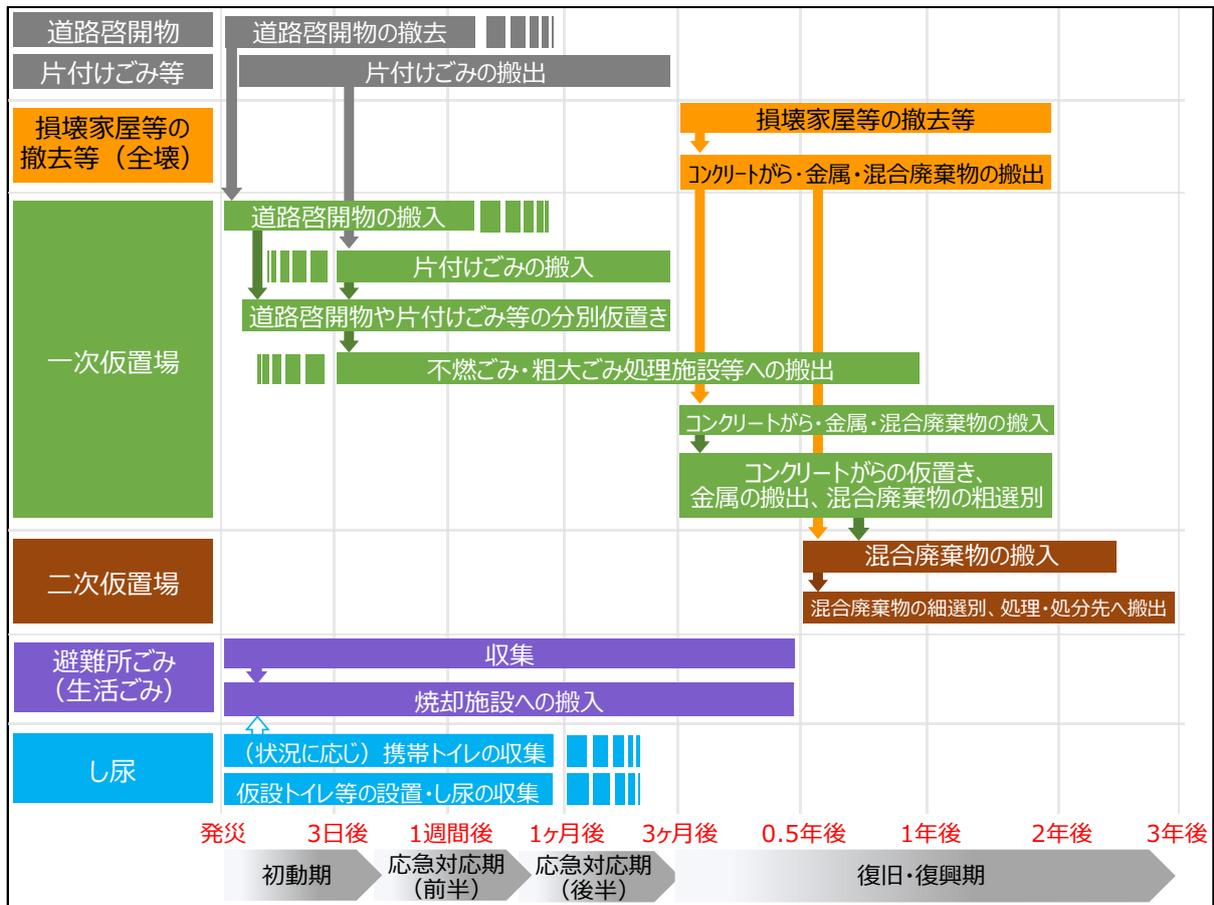


図 4-6 災害廃棄物の概略処理スケジュール

## (2) 処理体制整備スケジュール

仮置場の整備、既設処理施設での受入処理、仮設処理施設の整備、協定締結自治体及び民間への支援要請、広域処理等を踏まえ、処理体制整備スケジュールを表 4-10 に示す。

表 4-10 処理体制整備スケジュール

項目	内容	時期区分		応急対応期				復旧・復興期			
		初動期	前半		後半		半年	1年	2年	3年	
			数日	数週間	1カ月	3カ月					
調査、計画策定	現状把握、情報収集	■									
	災害廃棄物処理実施計画策定	■	■								
仮置場											
一次仮置場 (既決定地)	他利用との調整、受入準備	■									
	運営		■	■	■	■	■	■	■	■	
	跡地調査、原状復帰									■	
一次仮置場 (新規選定地)	用地選定、調整、確保、受入準備	■	■								
	運営		■	■	■	■	■	■	■	■	
	跡地調査、原状復帰									■	
二次仮置場 (既決定地)	仮設選別施設										
	利用前準備	■									
	入札、契約、処理施設工事		■	■	■	■	■	■	■	■	
	処理						■	■	■	■	
	跡地調査、原状復帰									■	
処理施設											
	状況把握	■									
	処理			■	■	■	■	■	■	■	
協定締結自治体への処理委託											
	情報交換、連絡調整、委託	■	■								
	搬出及び処理			■	■	■	■	■	■	■	
	完了手続き、支払等									■	
協定締結処理業者への処理委託											
	情報交換、連絡調整、委託	■	■								
	搬出及び処理			■	■	■	■	■	■	■	
	完了手続き、支払等									■	
広域処理											
	県、国との協議、調整	■	■								
	広域処理			■	■	■	■	■	■	■	
	完了手続き、支払等									■	

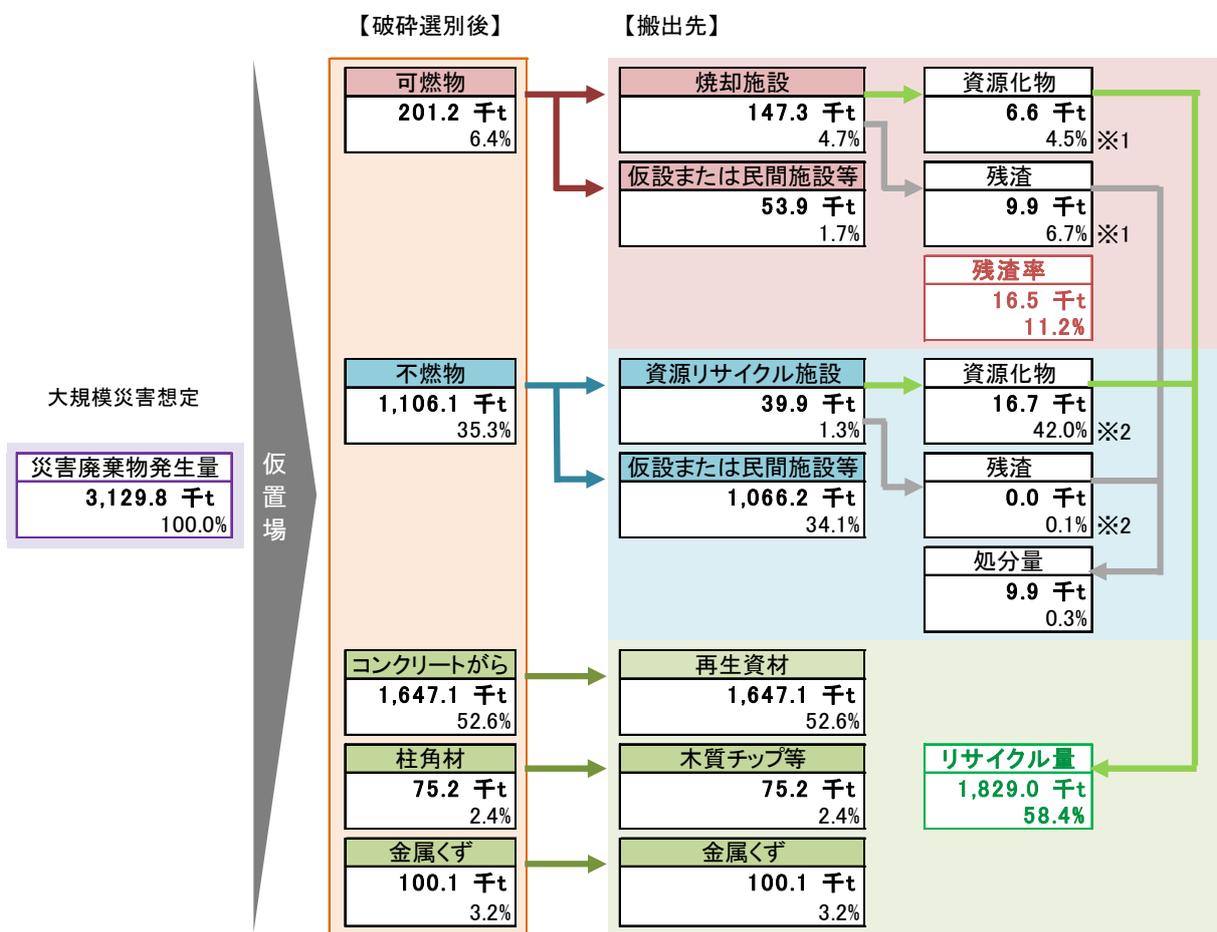
## 4-8 処理フロー

仮置場で選別保管された、可燃物、不燃物、コンクリートがら、柱角材、金属くずの処理フローを次に示す。

可燃物は 147.3 千 t を市の焼却施設で処理を行い、処理可能量を超過する 53.9 千 t については、二次仮置場に仮設処理施設を設置して処理を行うことや、県及び県内市町村等の支援を受けるなどして、計画期間内の処理完了を目指す。

また、不燃物についても、39.9 千 t は市の資源リサイクル施設で処理を行い、処理可能量を超過する 1,066.2 千 t については可燃物同様に支援を受けるなどして処理を行う。

コンクリートがら、柱角材、金属くずについては、仮置場で保管後に資源化する。なお、混合廃棄物や土砂混じり廃棄物として排出された場合には、仮設処理施設を設置して処理するなどして資源物の種類ごとに選別してから資源化を行う。



※端数処理のため、合計が一致しない場合がある

※1焼却施設の焼却量に対する比率

※2資源リサイクル施設の破砕選別処理量に対する比率

図 4-7 災害廃棄物処理フロー